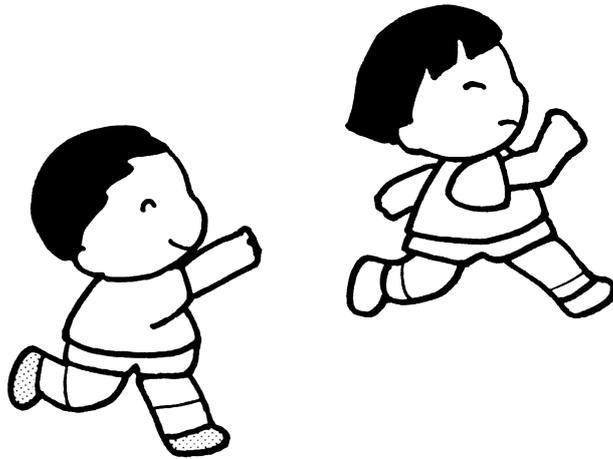


# 箕面市立保育所保育課程



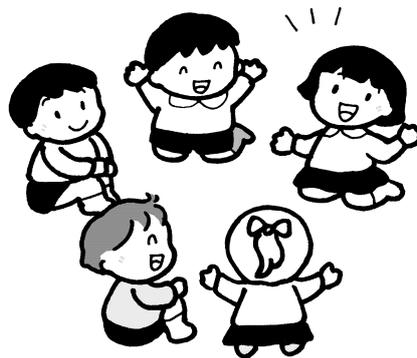
## 目 次

はじめに	.....	1
1. 育ちゆく子どもへの願い	.....	2
2. 保育理念	.....	3
3. 保育課程の重要項目	.....	4
4. 保育課程の活用にあたって	.....	9
5. 発達過程	.....	10
子どもの年齢と発達過程区分		
発達のとらえ方		
発達過程と大切にしたいこと		
6. 保育の内容	.....	20
保育のねらい		
養護と教育の内容		
養護と教育のとらえ方		
7. 保育の資質向上	.....	40
指導計画と自己評価		
職員の資質・専門性の向上		

# 7. 保育の資質向上

指導計画と自己評価

職員の資質・専門性の向上



# 指導計画と自己評価

## (1) 指導計画作成にあたって

指導計画作成にあたっては、箕面市立保育所保育課程に基づき、子どもの成長発達を長期的視野で継続的にとらえ、子どもの実態に即した計画作成する必要がある。

- ①子どもの生活や発達を見通した長期的な年間指導計画と、より具体的な子どもの生活に即した短期的な指導計画（月、週、日）を作成して保育が適切に展開できるようにする。
- ②子ども一人ひとりの発達過程や状況を十分に踏まえること。
  - ・3歳未満児については、一人ひとりの子どもの発達の状況や課題を把握し、一人ひとりに応じた個別の指導計画作成する。
  - ・3歳以上児については、一人ひとりの成長と子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮する。
  - ・異年齢の子ども達が共に過ごす事で同年齢では体験できない活動での育ちが期待できるよう保育に展開する。
- ③子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化等を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定する。
- ④具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにする。

## (2) 保育内容の自己評価

### ①保育士の自己評価

保育士等が行う自己評価は、保育実践の改善のためにある。保育は計画、実践、省察、評価、改善、計画という循環を重ねながら展開する。改善のための評価は、自らの保育を振り返り、自己評価をすることを通し、その専門性の向上や保育実践の改善に努めることと、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子ども一人ひとりの心の育ちや意欲、取り組む過程等にも目を向ける必要がある。

### ②保育所の自己評価

保育所としての自己評価は、保育士等の自己評価の結果に基づいて保育所長と職員の話し合いを通して行う。

保育課程とそれに基づく指導計画やその他の保育の計画は、保育所の保育理念、保育目標、保育方針の達成を目指したものであるから、それらの実現に向けた実践について職員相互に話し合いを重ねながら保育の質の向上のために自己評価していかなければならない。

自己評価の方法としては、保育士等の個々の実践の振り返りを最大限に活かす方法、日誌やビデオ等の記録をもとに多様な視点から振り返る方法、また、保育指針に基づく第三者評価等の項目を用いて行う方法等がある。

その際、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目を設定する必要がある。

また、自己評価の結果を整理し、実績や効果、あるいは課題を明確にしてさらに質を高めていくために、保護者や地域との継続的な対話や協力関係づくりを進め、信頼される開かれた保育所づくりに役立てるようにする。

## 職員の資質・専門性の向上

平成11年（1999年）の社会福祉基礎構造改革を受け、箕面市においては平成12年（2000年）に苦情解決システムが確立され、利用者にとってよりよい保育（福祉サービス）が求められている。そのために保育所職員は保護者の「苦情の中身・思い」を真摯に受け止め、質の高い保育を展開するよう努めなければならない。

保育の質の向上を図るには、職員一人ひとりの資質向上がまず基本となる。保育所保育においては、職員が子どもを大切に思い、日頃から子どもと心が通い合うようにすることが大切である。保育士等が子どもの気持ちを受け止めて柔軟に保育を行い、保護者や地域の子育て支援を行っていくためには、様々な知識と技術及び適切な判断が求められる。

児童福祉施設最低基準第一章総則第7条の2第1項において「児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない」とされており、保育所長を含めた職員の質の向上について規定されている。さらに平成15年からは保育士が法定資格となり、子どもの保育だけでなく、保護者への保育に関する指導が保育士の業務とされている。それに伴う責任は一層重くなり

- 保育士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- それらに違反した場合、罰金等の処罰の対象になる。

等が規定され、保育士の質の向上が法律上明確に位置づけられている。

このことから、子どもの保育と保護者の援助を行っていくためには、保育士をはじめすべての保育所職員に対して、それぞれにふさわしい専門性が求められるといえる。

子どもの最善の利益を考慮して保育するためには、職員の間観、子ども観等の総合的なものとして現れる人間性や保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。また、保育所の職員は、その言動が子どもあるいは保護者に大きな影響を与える存在であることから特に高い倫理性が求められる。

保育所職員として求められる専門性や人間性は、自らの考え方や生き方と深く関係しており、主体的に向上させようとする必要がある。

保育マニュアルは、職員一人ひとりが保育業務を円滑に行い、すべての子ども達や保護者に質の高い保育を提供するために、これを手引きとして保育の質の向上を目指し、必要に応じて見直し充実していかなければならない。

保育所の職員の研修においては、子どもの保育及び保護者に対する支援が適切に行われるように、

自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

## 1. 保育所長の責務

保育所長は、

- 保育所の役割や社会的責任を遂行するため、保育運営上の根拠となる法令や保育に関わる倫理等を正しく理解しておく。
- 保育計画及び評価、職員・保育所の自己評価等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解し、改善に努められる体制をつくる。
- 保育所内外の研修を系統的、計画的に実施し、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努める。

等に十分配慮しながら、組織の長としてのリーダーシップを発揮し、社会的使命と責任を果たさなければならない。

## 2. 保育士の役割

保育士は、

- 子どもの最善の利益を尊重する
- 人権を大切にす
- 一人ひとりを大切にす

とはどういうことなのかを常に考えて保育していかなければならない。

一日の大半を保育所で過ごす子ども達が、充実して生活するために、特定の大人との関わりの中で、自分の欲求をかなえてもらいながら愛されている・大事にされていることを実感することで自尊感情を育て、人間形成の基礎となる基本的信頼感（人を信じる心）を培うことが大切である。

遊びながら気づくような環境を用意し、一つひとつの体験を通して、試行や行動の基礎をつくり、友達と生活したり遊んだりする中で、できるだけ多くの直接体験ができるようにする。子どもが自ら興味を持ち、主体的に活動している時は、子どもの様子を見守る。子どもが遊びの中で発見したり、ひとりでやり遂げたりした時は共に喜び、手助けを求めている時には適切な援助をすることで“できた”という満足感・達成感が持てるようにする。

また、様々な人との出会いの中で、子どもの行動を尊重しつつ、人と関わる上で大切な自分を律する、自己を統制する心が育つよう、保育の工夫・援助が必要である。

このように大人との安定した関係を基盤に、基本的信頼感・自尊感情を育て、子どもの情緒が安定し、主体的に生活できるようになることが、箕面市立保育所保育課程の基本理念である「自分らしく生きる子ども」を育てることにつながる。

「基本的信頼感」「自分でしようとする意欲」「自主自発自律の心」「人権を大切に作る心」「人と関わる力」等の子どもの育ちには、周りの大人の物の見方・感じ方・価値観が大きく影響することを忘れてはならない。従って、保育士は常に研修等を通して、自らの人間性の向上と専門性を高めることが必要であり、愛情を持って一人ひとりの子どもに関わらなければならない。

### 3. 保育の方法

#### ◎基本的信頼感を育てる

##### ○ 一日を心地よく過ごせるために

- ・子どもにとって居心地がよい場所であるための環境・家庭的な雰囲気づくりに心がける。
- ・一人ひとりの子どもの生活リズムを大切にする。

##### ○ この人が好き・この人という心地よいという愛着関係を育てるために

- ・特に乳児では育児の担当を決め、いつも特定の人があることをみている、世話をしてくれているという安心感が持てるようにし、愛されているという実感が得られるようにする。

##### ○ 自分自身が大事にされていると実感できるために

- ・子どもと目を合わせ、やさしく言葉をかけるようにする。
- ・「早くしなさい」とせかしたり「だめ」「いけません」と否定的な言葉はやめ「～したかったのね」等子どもの気持ちをまず受け止めるようにする。
- ・子どもの内面を受け止め、共感したり喜び合ったりする。

#### ◎子どもの主体性を育てる

##### ○ 子どもが主体的に生活するために

- ・乳児期の育児は子どもとの共同作業であるにとらえ、今からすることを言葉で知らせ、子どもがやろうという気持ちになるまで待つようにする。できるようになったことは子どもにまかせ見守り、できないところは大人が「手伝ってもいい？」等の言葉を添えて援助する。
- ・見通しや意欲を持って生活できるように特に乳児期は同じ人が同じ手順で育児をする。

- ・日課（一日の流れ）をつくり、日課を目安に日々同じ流れで関わり、次への見通しが持てるようにする。
- ・保育士主導にならず、子どものやってみたいこと、興味を持ったことにつき合える心のゆとりを持つ。
- ・子どもの発達を保障するために、保育士は子どもの発達過程を把握し、一人ひとりの発達段階に応じた環境を用意し、適切な援助をする。
- ・異年齢の子どもが生活や遊びをともにし、子ども同士で生活するためのルールや遊び方を伝承しあう機会を多く持つ。

#### 4. 保育士一人ひとりが日々の保育の見直しと自己研鑽を

保育士は子どものモデルであり、ひとりの人間を育てているということを念頭におき

- 子どものためにと考えてやっている援助は適切か。
- 見守った方が良い場面で必要以上に言葉をかけていないか。
- 丁寧に援助しなければならないところで子どもにまかせてしまっていないか。
- 遠くから必要以上に大きな声で子どもに指示してはいないか。
- 一人ひとりの子どもの発達段階の把握と援助は適切か。（発達過程は理解できているか）
- 一人ひとりの子どもの気持ちに添っているか。
- 保護者に子どもの育ちを通して、今大切にしていることを丁寧に伝えているか。
- 保護者と共に子育てをしているという視点に立ち、保護者の置かれている状況や思いに寄り添っているか。

等について、常に自分自身の保育を振り返り、見直す必要がある。

日々の生活の中で、保育士自身も広い視野を持ち、社会情勢に目を向け、様々な体験をしながら、人間性を高めていくことが大切である。さらに、地域に開かれた保育を心がけ、常に保育の質の向上を目指していくことが必要である。